平成２７年（フ）第９４９号
兵庫県三木市志染町吉田1241番地の136
債務者　森田　貞一
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４５号
兵庫県朝来市和田山町竹田193番地
債務者　中村　雪子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６２号
兵庫県伊丹市荒牧南２丁目12番９号　ハイム堀202号
債務者　中野　祐子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３１４号
兵庫県姫路市千代田町838番地８　エミネンス千代田３号、従前の住所兵庫県たつの市龍野町富永463番地１
債務者　猪坂　夏生（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目２番３－32号
債務者　平野　幸惠
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
鳥取県米子市淀江町淀江994番地３、旧住所鳥取県米子市淀江町中間554番地１
債務者　濱邊　透吾
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２号
島根県浜田市金城町七条ハ574番地40
債務者　安藤　真光
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第５０号
広島県東広島市八本松西２丁目15番８号
債務者　今村　恵子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０号
広島県三原市沼田東町七宝267番地１　市営住宅409号
債務者　加納　センシンこと　カノウ　センシン（ＫＡＮＯ　ＳＡＥＮＧＳＩＮ）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１０号
愛媛県新居浜市庄内町３丁目６番９号　ルカハウス庄内202号、前住所愛媛県新居浜市船木甲4398番地の４
債務者　永野三喜男
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１１号
愛媛県西条市神拝甲114番地５、前住所愛媛県新居浜市下泉町２丁目10番42号
債務者　久保　絵美
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１３号
愛媛県新居浜市北内町３丁目７番18号
債務者　大塚由美子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第５９号
愛媛県今治市宅間甲1963番地、前住所愛媛県今治市波止浜６番地115、前々住所愛媛県伊予郡松前町大字筒井1360番地　義農アパート116号
債務者　曾　　直美（旧姓内梨）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１０８号
福岡市博多区麦野４丁目11番７－405号
債務者　西畑　弘美
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４８号
福岡県太宰府市五条３－８－１、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄西５丁目10番33号　美生ハイツⅡ204号
債務者　吉村　幸美
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６３号
福岡県糟屋郡宇美町貴船５丁目22番13号
債務者　今任　恭二
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部